

審 第 1 8 5 9 号
答 申 第 4 9 2 号
平 成 3 0 年 1 月 4 日

千葉県病院局長
矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 庄司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月26日付け病経管第1125号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第602号

平成27年9月28日付けで異議申立人から提起された、平成27年9月17
日付け病経管第976号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに
対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年9月1日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「私の依頼で私の委任状を持って代理で行政書士・〇〇〇〇〇氏が千葉県精神科医療センターにおいて私の自己情報開示請求をした。結果として、代理人とは認められないとの決定であったが、その後の問い合わせ時に、このような開示請求は初めてのことであって千葉県としての公式見解になるから慎重に検討した、国立病院機構等の基準を参考にした、行政書士でも弁護士でも代理人とは認められない、本人開示でもない等々といった回答があった。当該開示請求や当該問い合わせについての一切の情報。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、アンケート、検討についての文書、電話またはその他のメモ、資料、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、本件での国立病院機構についての文書、回答の原案、意見照会、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。広く解釈して御特定ください。（ただし、精医セ第271号で特定された文書を除く）

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外であっても、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。

少なくとも、病院局の本部と千葉県精神科医療センターとは、何らかの文書を持っているはずです。」

3 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第11条の規定により、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないとして、平成27年9月17日付け病経管第976号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年9月28日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

不開示部分は、いずれも条例第11条に該当しない。

また、実施機関に対して以前に「私が」という文言を含む請求内容を記載して行政文書を開示請求した際には、存否応答拒否ではなく、部分開示の決定が示された。あくまで、文書を特定するまでの説明の段階での記述であるから適宜補正等をすれば、条例第11条には当たらない。本件では、自己情報開示請求でも解釈上の不存在と思しき決定をされた上、行政文書開示請求でも存否応答拒否による不開示とされた。これでは、アカウントビリティー、インフォームド・コンセント、自己情報の管理等の観点からも著しく基本的人権を侵害している、と言わざるを得ない。また、個人情報保護条例が存在しない時代の情報公開条例の規定に基づく個人情報開示請求の例を参照すべきである。

3 意見書の要旨

(1) 運用の改善

実施機関は、本件開示請求者が異議申立人本人であることを認めた上で、異議申立人の架電時に何らかの文書は存在する旨回答し、異議申立人の氏名等の記載がないことから自己情報にも該当しないため自己情報開示請求をしても不存在になる旨回答し実際に不存在であった。それでは、本人に関する行政文書が作成されていても、自己情報開示請求に対しては、本人の氏名等が記載されていないから自己情報開示請求の対象にもならず解釈上の不存在と決定され、行政文書の開示請求に対しては、存否応答拒否と決定するとは、情報公開及び個人情報保護の意義を没却する処分であって権利侵害が著しく早急に改善すべきと言える。

(2) 参考事例

異議申立人は、オンブズパーソンとして千葉県の様々な「実施機関」に対して、情報公開請求をしてきたが、営利企業等従事許可申請関連の書類を、時期を違えて同じ内容で同じ担当課に対して開示請求したことがある。2度目の開示請求時には、1度目の開示請求時同様に自己情報開示請求ではなく行政文書開示請求であるにもかかわらず、保存期間内であるために廃棄されておらず重複を避けるために、私が以前に開示請求したものを除く旨を請求欄に記載したところ、1度目の開示請求で開示を受けた分の文書が除かれて開示になった。その担当課は、千葉県精神科医療センターである。そのような柔軟な対応を望む次第である。

第4 実施機関の説明要旨

1 対象行政文書の内容

本件決定で存否応答拒否とした行政文書は、行政書士が異議申立人の代理人として実施機関に対して行った異議申立人の自己情報開示請求や問い合わせに関する情報一切である。

2 不開示の理由について

不開示理由を再検討した結果、条例第8条第2号（不開示とする個人情報）により保護しようとする権利利益を侵害するものであることから、本件請求の対象となる行政文書の存否を答えることはできない。

3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、不開示部分は、いずれも条例第11条に該当しない旨主張する。

(2) また、異議申立人は、実施機関に対して以前に「私が」という文言を含む請求内容を記載して行政文書を開示請求した際には、存否応答拒否ではなく、部分開示の決定が示された。あくまで、文書を特定するまでの説明の段階での記述であることから適宜補正等をすれば、条例第11条には当たらない旨主張する。

しかしながら、条例第8条第2号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人情報の要件を定めたものであり、個人のプライバシーの概念が、法的にも社会通念上も未だ明確になっていない状況のもと、広く個人に関する情報について、特定の個人を識別することができる情報については、開示しないこととしているものである。

また、本件請求は、個人名を挙げてしているものであり、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、特定の個人が自己の個人情報の開示を請求しているかどうかを明らかにすることになり、条例第8条第2号（不開示とする個人情報）により保護しようとする権利利益を侵害するものである。

よって、条例第11条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 対象文書について

本件請求に係る行政文書は、上記第2の2のとおり、行政書士が異議申立人の代理人として実施機関に対して行った異議申立人の自己情報開示請求や問い合わせに関する情報一切である。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求が個人を特定の上、開示を請求しているものであることから、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、特定の個人が自己の個人情報の開示を請求しているかどうかを明らかにすることになり、条例第8条第2号（不開示とする個人情報）により保護しようとする権利利益を侵害するためとの理由で本件決定を行った。

本件決定の妥当性について、以下検討する。

3 本件決定の妥当性について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

異議申立人は、本件請求で、異議申立人が代理人に委任して自己情報開示請求をした際の開示請求や問い合わせに関する文書一切の開示を求めているところ、本件請求に係る行政文書の存否を答えることは、異議申立人が、行政書士に委任して自己情報の開示請求を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示とすべき情報である。

したがって、実施機関が条例第11条を適用して、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件決定は、妥当である。

4 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月26日	諮問書の受理
平成27年12月 3日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年 1月12日	異議申立人の意見書の受理
平成29年 6月26日	審議
平成29年10月 2日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)